

基 幹 統 計

# 毎月勤労統計調査地方調査年報

—— 長崎県の賃金・雇用の動き ——

平 成 27 年



長崎県県民生活部統計課

## はじめに

毎月勤労統計調査（基幹統計、厚生労働省所管）は賃金・労働時間及び雇用の動きを迅速かつ的確に明らかにすることを目的として実施されています。

本県では、この調査の地方調査結果を「長崎県の賃金・雇用の動き」として毎月公表しておりますが、このたび、平成27年1月から同年12月までの調査結果を年報として取りまとめました。

また、常用雇用者1人～4人の事業所を対象として平成27年7月末現在で実施されました特別調査の結果も併せて掲載いたしました。

この年報が、本県経済の動向を示す指標の一つとして、あるいは労働問題をはじめとする各種施策のための基礎資料として広く各方面で御活用いただければ幸いに存じます。

最後に、この調査に多大なご尽力をいただきました調査対象事業所並びに調査関係者の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年2月

長崎県県民生活部長  
吉浜 隆雄

\*\*\* 目 次 \*\*\*

毎月勤労統計調査の概要

調査の概要

1) 調査の目的	1
2) 毎月勤労統計調査の体系	1
3) 調査の対象	2
4) 調査事項の定義	2
5) 結果の算定方法	3
6) 調査結果の利用上の注意	3

賃金、労働時間及び雇用の状況

調査結果の概要	5
<b>1 賃金</b>	
1) 賃金の動き	6
2) 賃金水準	8
3) 事業所規模別賃金	1 2
4) 男女別賃金	1 3
5) 就業形態別賃金	1 6
<b>2 労働時間</b>	
1) 労働時間の動き	1 8
2) 産業別労働時間	2 0
3) 就業形態別労働時間	2 2
<b>3 出勤日数</b>	2 4
<b>4 雇用</b>	
1) 雇用の動き	2 5
2) 産業別常用労働者	2 6
3) パートタイム労働者	2 7
4) 男女別労働者	2 7
5) 就業形態別労働者	2 8

統 計 表

事業所規模（5人以上）

第 1 表 産業別、年別現金給与総額名目賃金指数	2 9
第 2 表 産業別、年別定期給与名目賃金指数	2 9

第 3 表	産業別、年別所定内給与と名目賃金指数	3 0
第 4 表	産業別、年別現金給与と総額実質賃金指数	3 0
第 5 表	産業別、年別定期給与と実質賃金指数	3 1
第 6 表	産業別、年別総実労働時間指数	3 1
第 7 表	産業別、年別所定内労働時間指数	3 2
第 8 表	産業別、年別所定外労働時間指数	3 2
第 9 表	産業別、年別常用雇用指数	3 3
第 10 表	産業別 1 人平均月間現金給与と総額及び定期給与	3 4
第 11 表	産業別 1 人平均月間所定内給与及び超過労働給与	3 7
第 12 表	産業別 1 人平均月間特別給与及び出勤日数	4 0
第 13 表	産業別 1 人平均月間総実労働時間数及び所定内労働時間数	4 3
第 14 表	産業別 1 人平均月間所定外労働時間数及び常用労働者数	4 6

### 事業所規模（30人以上）

第 15 表	産業別、年別現金給与と総額名目賃金指数	4 9
第 16 表	産業別、年別定期給与と名目賃金指数	4 9
第 17 表	産業別、年別所定内給与と名目賃金指数	5 0
第 18 表	産業別、年別現金給与と総額実質賃金指数	5 1
第 19 表	産業別、年別定期給与と実質賃金指数	5 1
第 20 表	産業別、年別総実労働時間指数	5 2
第 21 表	産業別、年別所定内労働時間指数	5 2
第 22 表	産業別、年別所定外労働時間指数	5 3
第 23 表	産業別、年別常用雇用指数	5 3
第 24 表	産業別 1 人平均月間現金給与と総額及び定期給与	5 4
第 25 表	産業別 1 人平均月間所定内給与及び超過労働給与	5 7
第 26 表	産業別 1 人平均月間特別給与及び出勤日数	6 0
第 27 表	産業別 1 人平均月間総実労働時間数及び所定内労働時間数	6 3
第 28 表	産業別 1 人平均月間所定外労働時間数及び常用労働者数	6 6

### 事業所規模（1～4人）

毎月勤労統計調査特別調査結果（平成 27 年 7 月）

第 29 表	産業別常用労働者数及び 1 人平均月間きまって支給する現金給与額	6 9
第 30 表	産業別月間出勤日数、1 日の実労働時間数及び過去 1 年間特別に支払われた現金給与額	7 1

### 参 考 付 表

第 31 表	都道府県別常用労働者 1 人平均月間現金給与と総額等（5 人以上規模）	7 3
第 32 表	都道府県別常用労働者 1 人平均月間総実労働時間等（5 人以上規模）	7 4
第 33 表	都道府県別常用労働者 1 人平均月間現金給与と総額等（30 人以上規模）	7 5
第 34 表	都道府県別常用労働者 1 人平均月間総実労働時間等（30 人以上規模）	7 6
第 35 表	都道府県別常用労働者数及び月間きまって支給する現金給与額 （1～4 人規模）	7 7
第 36 表	都道府県別月間出勤日数、1 日の実労働時間数及び過去 1 年間特別に支払われた現金給与額（1～4 人規模）	7 8

# 調査の概要

## 1) 調査の目的

毎月勤労統計調査は、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

## 2) 毎月勤労統計調査の体系

この調査は、統計法に基づく基幹統計であり調査の大綱は、毎月勤労統計調査規則（昭和32年労働省令第15号）によって定められている。

現在の調査体系は、全国調査、地方調査及び特別調査から成り立っている。（下図参照）

このうち全国調査は、国により集計・公表がおこなわれている。

また、地方調査は、都道府県ごとに、それぞれの地域について行うものであり、本県においては、厚生労働大臣が指定する約510事業所について調査している。

特別調査は全国調査及び地方調査を補完するために、常用労働者1～4人の事業所に対し年に1回実施されている。

調査の種類		事業所規模	調査時期	調査方法
全国調査	第一種事業所	常用労働者 30人以上を雇用	毎月	郵送調査方式 オンライン方式
	第二種事業所	常用労働者 5～29人を雇用	毎月	調査員による 実地他計調査方式 オンライン方式
地方調査	第一種事業所	常用労働者 30人以上を雇用	毎月	郵送調査方式 オンライン方式
	第二種事業所	常用労働者 5～29人を雇用	毎月	調査員による 実地他計調査方式 オンライン方式
特別調査		常用労働者 1～4人を雇用	毎年7月	調査員による 実地他計調査方式

なお、平成29年1月現在、本県においては131事業所がオンラインシステムにより調査データを提出している。

### 3) 調査の対象

事業所は平成19年11月改定の日本標準産業分類の「鉱業, 砕石業, 砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業, 郵便業」、「卸売業, 小売業」、「金融業, 保険業」、「不動産業, 物品賃貸業」、「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「教育, 学習支援業」、「医療, 福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」に属する事業所である。

### 4) 調査事項の定義

#### (1) 給与

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の総額である。

「定期給与」とは、労働協約、給与規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって超過労働給与を含む。調査票では「きまって支給する給与」としている。

「超過労働給与」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことで、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当等が含まれる。

「所定内給与」とは「定期給与」から「超過労働給与」を差し引いた額である。

「特別給与」とは、調査期間内に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められている契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであって、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給があったり、支給事由の発生が不確定であるものも含まれる。調査票では、「特別に支払われた給与」としている。

「現金給与総額」とは、「定期給与」と「特別給与」との合計額である。

#### (2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで、事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にならないが、1時間でも就業すれば出勤日となる。

#### (3) 実労働時間

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことであり、休憩時間は給与が支給されていると否とにかかわらず除かれるが、運輸関係労働者等の手待ち時間は含まれる。

本来の職務外として行われる当宿直の時間は含まない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と就業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤の労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

#### (4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

なお、( ) 重役や理事等の役員でも、常時事業所に出勤して一定の職務に従事し、役員としての報酬以外に一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が算定されている者及び( )

事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与の支給を受けている者も含まれる。

常用労働者とは、正規従業員という意味ではなく、常時使用する者という意味である。

「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

## 5) 結果の算定方法

この調査結果の数値は、長崎県の事業所規模5人以上のすべての事業所に対応するように復元して算定している。

産業、規模別各種平均値は、調査票から得られる各調査項目の集計値を前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求めている。

産業計及び規模計の各種平均値は、各調査項目の調査票集計値に当該産業、規模の推計比率（前月の「本月末推計労働者数」を本月分調査票における前月末調査労働者数の合計で除した値、以下同じ）を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めている。

産業、規模別の労働者数は、調査票の前月末及び本月末労働者数の合計に推計比率を乗じて求めている。産業計及び規模計の労働者数は、これを合計して求めている。

なお、事業規模別1～4人の数値については、「平成25年毎月勤労統計調査特別調査」（政府統計の総合窓口ホームページ）より掲載している。

## 6) 調査結果の利用上の注意

### (1) 指数の改訂（ギャップ修正）

全国調査及び地方調査は、総務省統計局実施の経済センサスによる事業所名簿を母集団として実施される標本調査であるが、規模30人以上の事業所については、2年または3年に一度、調査対象事業所の抽出替えを実施している。抽出替え後は、調査結果の実数値が時系列的につながらなくなる（ギャップが生じる）ことがあるため、時系列比較が可能になるよう指数の修正を行っている。

今回、平成27年1月に行われた抽出替えに伴い、賃金指数及び労働時間指数についてギャップ修正を行っており、対前年度増減率については、ギャップ修正後の指数により算定しているため、実数値から算定される増減率とは一致しない場合がある。

### (2) 指数について

指数は、平成22年を基準時（平成22年＝100）として全面改定している。

また、就業形態別（超過労働給与、特別給与）及び1～4人規模については、指数を作成していないため、対前年増減率は実数値により算定している。

### (3) 端数の処理

統計表中の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳を足しても合計とは一致しない場合がある。

#### (4) 符号・略称

統計表の符号の用法は次のとおりである。

「 - 」・・・該当数字が得られないもの。

「 X 」・・・調査対象が少ないため掲載しないもの。

#### (5) 産業分類の接続について

平成19年11月に改定された日本標準産業分類に基づき集計をおこなっている。

なお、平成20年以前の毎月勤労統計調査結果との比較に当たっては、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「金融業、保険業」については改定前の日本標準産業分類に基づく旧産業と接続しているが、他の産業分類においては、接続しないか、完全に接続するものではないため注意が必要である。

新産業分類(平成19年11月改定)	旧産業との接続	旧産業分類(平成14年3月改定)
TL 調査産業計		TL 調査産業計
C 鉱業,採石業,砂利採取業		D 鉱業
D 建設業		E 建設業
E 製造業		F 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業		G 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業		H 情報通信業
H 運輸業,郵便業		I 運輸業
I 卸売業,小売業		J 卸売・小売業
J 金融業,保険業		K 金融・保険業
K 不動産業,物品賃貸業	×	
L 学術研究,専門・技術サービス業	×	
M 宿泊業,飲食サービス業	×	
N 生活関連サービス業,娯楽業	×	
O 教育,学習支援業		O 教育,学習支援業
P 医療,福祉		N 医療,福祉
Q 複合サービス事業		P 複合サービス事業
R サービス業(他に分類されないもの)	×	
記号の説明		
...完全接続	...完全ではないが、接続するもの	×...接続しない



## 調査結果の概要

毎月勤労統計調査結果からみた長崎県における平成 27 年の賃金、労働時間及び雇用の動きの概要は次のとおりであった。

### (1) 賃 金

常用労働者 5 人以上の事業所における平成 27 年平均の月間現金給与総額は、262,115 円で、対前年比は名目で 3.0% 増、実質で 1.8% 増であった。定期給与は 220,579 円で、対前年比は名目で 2.1% 増、実質で 0.8% 増であった。

常用労働者 30 人以上の事業所においては、現金給与総額は 301,272 円で、対前年比は名目で 3.4% 増、実質で 2.2% 増であった。定期給与は 247,421 円で、対前年比は名目で 2.1% 増、実質で 0.8% 増であった。

なお、常用労働者 1 ~ 4 人の事業所においては、定期給与は 167,141 円であった。

### (2) 労働時間

常用労働者 5 人以上の事業所における平成 27 年平均の月間総労働時間は、153.1 時間で対前年比 0.3% 減であった。所定内労働時間は 142.9 時間で対前年比 0.2% 減、所定外労働時間は 10.2 時間で対前年比 2.2% 減であった。

常用労働者 30 人以上の事業所においては、総労働時間は、158.4 時間で、前年と同水準であった。所定内労働時間は 145.4 時間で対前年比 0.3% 減、所定外労働時間は 13.0 時間で対前年比 2.7% 増であった。

なお、常用労働者 1 ~ 4 人の事業所における平成 27 年 7 月の総労働時間は 153.4 時間であった。

### (3) 雇 用

常用労働者 5 人以上の事業所における平成 27 年平均の常用労働者数は 415,997 人で、対前年比 0.2% 減であった。

常用労働者 30 人以上の事業所においては、212,983 人で、対前年比は 1.3% 減であった。

なお、常用労働者 1 ~ 4 人の事業所においては、23,815 人であった。

# 1 賃 金

## 1) 賃金の動き

常用労働者5人以上の事業所における平成27年平均の月間現金給与総額は262,115円で、対前年比は名目で3.0%増、実質で1.8%増であった。定期給与は220,579円で、対前年比は名目で2.1%増、実質で0.8%増であった。

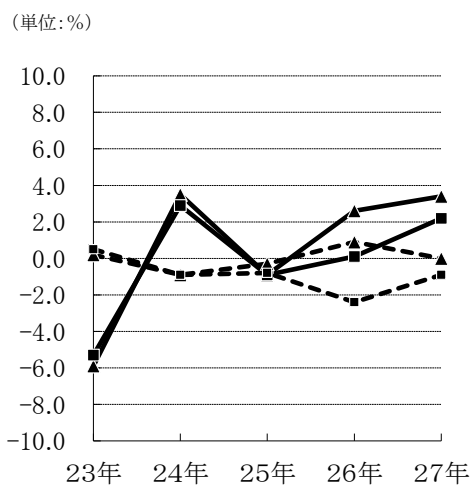
常用労働者30人以上の事業所においては、現金給与総額は301,272円で、対前年比は名目で3.4%増、実質で2.2%増であった。定期給与は247,421円で、対前年比は名目で2.1%増、実質で0.8%増であった。

＜賃金指数の対前年増減率＞

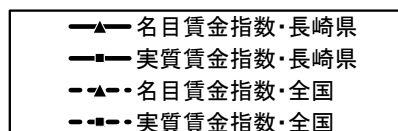
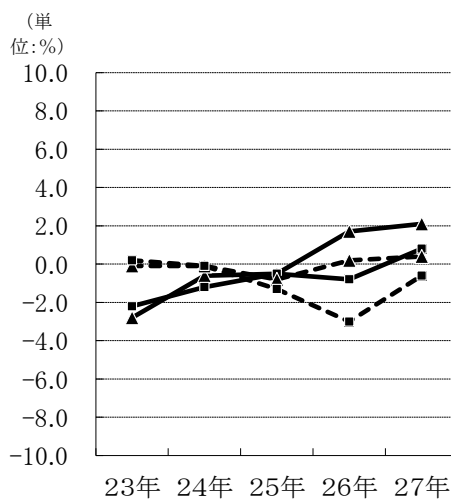
項 目		5人以上規模		30人以上規模	
		長崎県(%)	全 国(%)	長崎県(%)	全 国(%)
現金給与総額	名 目	3.0	0.1	3.4	0.0
	実 質	1.8	△ 0.9	2.2	△ 0.9
定 期 給 与	名 目	2.1	0.2	2.1	0.4
	実 質	0.8	△ 0.7	0.8	△ 0.6

＜賃金指数の対前年増減率の推移(長崎県・全国)＞ -30人以上規模-

＜現金給与総額＞



＜定期給与＞



＜過去10年間における賃金指数の推移＞ ー30人以上規模ー

項目 年次	長 崎 県									
	現金給与総額				定期給与				消費者物価指数	
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金			
	指数	対前年 増減率 (%)	指数	対前年 増減率 (%)	指数	対前年 増減率 (%)	指数	対前年 増減率 (%)	指数	対前年 増減率 (%)
平成18	104.5	-	98.1	-	101.4	-	98.0	-	100.5	0.0
19	102.3	△ 2.1	96.1	△ 2.0	100.9	△ 0.5	97.5	△ 0.5	100.5	0.0
20	104.8	2.4	95.5	△ 0.6	102.9	2.0	96.6	△ 0.9	102.0	1.5
21	104.1	△ 0.7	103.3	8.2	101.6	△ 1.3	100.8	4.3	100.8	△ 1.2
22	100.0	△ 3.9	100.0	△ 3.2	100.0	△ 1.6	100.0	△ 0.8	100.0	△ 0.8
23	94.1	△ 5.9	94.7	△ 5.3	97.2	△ 2.8	97.8	△ 2.2	99.4	△ 0.6
24	97.4	3.5	97.4	2.9	96.6	△ 0.6	96.6	△ 1.2	99.4	0.1
25	96.5	△ 0.9	96.5	△ 0.9	96.1	△ 0.5	96.1	△ 0.5	99.6	0.1
26	99.0	2.6	96.6	0.1	97.7	1.7	95.3	△ 0.8	102.5	2.9
27	102.4	3.4	98.7	2.2	99.8	2.1	96.1	0.8	103.8	1.3

項目 年次	全 国									
	現金給与総額				定期給与				消費者物価指数	
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金			
	指数	対前年 増減率 (%)	指数	対前年 増減率 (%)	指数	対前年 増減率 (%)	指数	対前年 増減率 (%)	指数	対前年 増減率 (%)
18	105.7	1.0	105.1	0.8	103.0	0.6	102.4	0.3	100.6	0.3
19	104.8	△ 0.9	104.1	△ 1.0	103.0	0.0	102.3	△ 0.1	100.7	0.1
20	104.2	△ 0.5	101.9	△ 2.1	102.2	△ 0.8	99.9	△ 2.3	102.3	1.6
21	99.0	△ 5.0	98.2	△ 3.6	99.4	△ 2.7	98.6	△ 1.3	100.8	△ 1.5
22	100.0	1.1	100.0	1.8	100.0	0.5	100.0	1.4	100.0	△ 0.8
23	100.2	0.2	100.5	0.5	99.9	△ 0.1	100.2	0.2	99.7	△ 0.3
24	99.3	△ 0.9	99.6	△ 0.9	99.8	△ 0.1	100.1	△ 0.1	99.7	0.0
25	99.0	△ 0.3	98.8	△ 0.8	99	△ 0.8	98.8	△ 1.3	100.2	0.5
26	99.9	0.9	96.4	△ 2.4	99.2	0.2	95.8	△ 3.0	103.6	3.3
27	99.9	0.0	95.5	△ 0.9	99.6	0.4	95.2	△ 0.6	104.6	1.0

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目指数}}{\text{消費者物価指数}} \times 100$$

注) 対前年比については、調査事業所の抽出替えによるギャップを修正した指数により算定しており、消費者物価指数は長崎県においては長崎市の、全国においては全国平均のそれぞれ持家の帰属家賃を除く総合の指数を使用している。

常用労働者1～4人の事業所における平成27年7月の定期給与額は 167,141円であり、対前年同月比1.5%増であった。

＜定期給与における対前年増減率の推移＞ - 1～4人規模 -

項目 年次	長 崎 県		全 国	
	定 期 給 与 (円)	対前年増減率 (%)	定 期 給 与 (円)	対前年増減率 (%)
18	158,382	△ 0.1	190,749	△ 0.1
19	163,782	3.4	190,482	△ 0.1
20	165,712	1.2	192,630	1.1
21	176,917	6.8	185,402	△ 3.8
22	172,552	△ 2.5	184,676	△ 0.4
23	161,563	△ 6.4	187,962	1.8
24	158,657	△ 1.8	188,928	0.5
25	168,665	6.3	190,474	0.8
26	164,657	△ 2.4	192,120	0.9
27	167,141	1.5	191,269	△ 0.4

2) 賃金水準

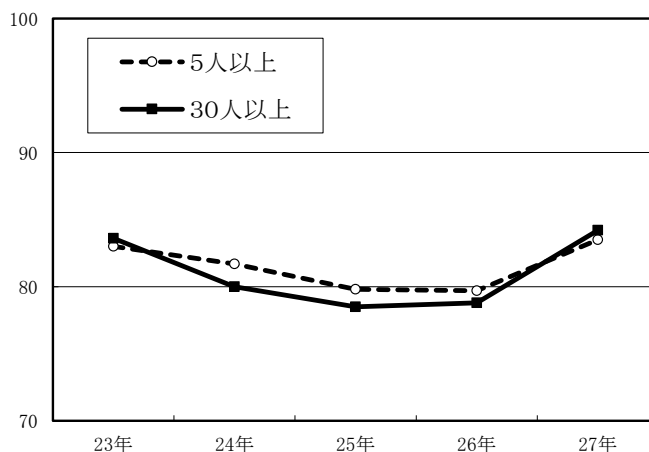
(1) 全国との比較

◆現金給与総額 … 5人以上及び30人以上規模の事業所

常用労働者5人以上の事業所について、調査産業計で比較すると、全国を100とした場合に長崎県は83.5となり、金額にして51,686円の開きがあった。

常用労働者30人以上の事業所について同様に比較すると、長崎県は84.2となり、金額にして56,677円少ない結果となった。

＜現金給与総額における全国との格差の推移＞  
(全国=100)



<規模別・産業別の現金給与総額における全国との格差>

－5人以上及び30人以上規模－

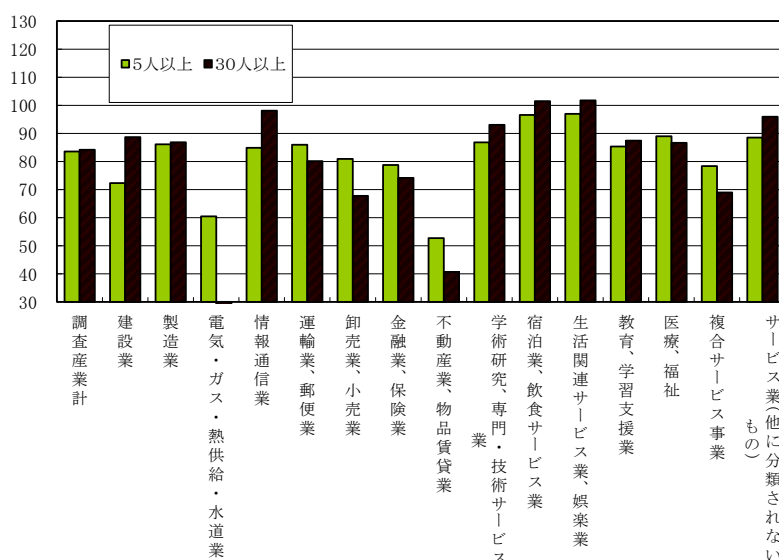
事業所規模 産業	5人以上			30人以上		
	長崎県		全国	長崎県		全国
	実額 (円)	格差 全国=100	実額 (円)	実額 (円)	格差 全国=100	実額 (円)
調査産業計	262,115	83.5	313,801	301,272	84.2	357,949
鉱業、採石業、砂利採取業	X	X	316,177	X	X	420,301
建設業	274,746	72.3	380,141	406,570	88.7	458,536
製造業	324,070	86.1	376,331	355,014	86.8	408,854
電気・ガス・熱供給・水道業	332,495	60.4	550,254	X	X	581,330
情報通信業	410,340	84.8	483,730	509,230	98.1	519,200
運輸業、郵便業	292,747	85.9	340,644	287,853	80.1	359,275
卸売業、小売業	216,559	80.9	267,524	199,669	67.7	294,728
金融業、保険業	371,460	78.7	471,964	382,403	74.1	515,879
不動産業、物品賃貸業	184,864	52.7	350,747	156,660	40.6	385,433
学術研究、専門・技術サービス業	393,601	86.8	453,617	483,796	93.0	519,992
宿泊業、飲食サービス業	122,341	96.6	126,673	152,190	101.5	149,974
生活関連サービス業、娯楽業	199,237	97.0	205,482	220,442	101.7	216,671
教育、学習支援業	324,082	85.3	379,962	378,963	87.4	433,507
医療、福祉	261,178	89.0	293,452	293,938	86.6	339,296
複合サービス事業	294,889	78.4	376,252	265,177	69.0	384,551
サービス業(他に分類されないもの)	228,949	88.5	258,681	230,813	95.9	240,615

次に、各産業別にみると5人以上の事業所においては、全ての産業において全国平均を下回った。比較的格差が小さいのは、「生活関連サービス業、娯楽業」の97.0、「宿泊業、飲食サービス業」の96.6、で、格差が最も大きいのは「不動産業、物品賃貸業」で52.7であった。

30人以上の事業所においては、「生活関連サービス業、娯楽業」「宿泊業、飲食サービス業」で全国平均を上回ったものの、その他の産業は全国平均を下回った。格差が最も大きいのは、「不動産業、物品賃貸業」で40.6であった。

<規模別・産業別の現金給与総額における全国との格差>

(全国=100)



◆定期給与 … 5人以上及び30人以上規模の事業所

常用労働者5人以上の事業所における定期給与額について、全国平均を100として比較すると、長崎県は85.1で、実額で 38,665円の開きがあった。30人以上の事業所において、同様に比較すると、長崎県は85.8で41,087円少ない結果となった。

<規模別・産業別定期給与における全国との格差>

－5人以上及び30人以上規模－

事業所規模 産業	5人以上		30人以上			
	長崎県		全国	長崎県		全国
	実額(円)	格差 全国=100	実額(円)	実額(円)	格差 全国=100	実額(円)
調査産業計	220,579	85.1	259,244	247,421	85.8	288,508
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	269,386	X	X	328,528
建設業	239,607	74.2	322,986	321,558	87.0	369,468
製造業	262,004	87.0	301,322	280,080	87.6	319,716
電気・ガス・熱供給・水道業	276,296	61.4	449,698	X	X	476,949
情報通信業	322,565	84.8	380,471	385,035	96.5	399,120
運輸業,郵便業	242,915	84.1	288,762	235,904	78.6	300,238
卸売業,小売業	189,762	85.2	222,799	177,012	74.3	238,194
金融業,保険業	289,163	80.7	358,421	301,430	78.3	385,049
不動産業,物品賃貸業	167,164	58.7	284,586	144,828	47.3	306,310
学術研究,専門・技術サービス業	313,989	87.2	360,256	365,634	91.5	399,535
宿泊業,飲食サービス業	117,468	99.1	118,556	146,423	107.2	136,652
生活関連サービス業,娯楽業	187,093	99.6	187,848	203,298	105.8	192,213
教育,学習支援業	255,674	86.2	296,598	294,420	88.0	334,719
医療,福祉	219,935	88.5	248,570	247,382	87.0	284,399
複合サービス事業	244,915	84.4	290,122	222,711	75.0	296,785
サービス業(他に分類されないもの)	198,850	89.1	223,289	194,975	92.9	209,852

◆定期給与 … 1～4人規模の事業所

平成27年7月の「特別調査」による常用労働者1～4人の事業所における定期給与について、全国平均を100とすると長崎県は87.4で、実額で24,128円少ない結果となった。

各産業別では、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業,保険業」、「教育,学習支援業」を除いたところで見ると、全ての産業で全国平均を下回った。

<定期給与額における全国との格差>

－1～4人規模－

項目 産業	長崎県		全国	項目 産業	長崎県		全国
	実績		実績		実績		実績
	(円)	格差 全国 = 100	(円)		(円)	格差 全国 = 100	(円)
調査産業計	167,141	87.4	191,269	学術研究,専門・ 技術サービス業	229,707	95.3	240,995
建設業	194,986	78.4	248,722	宿泊業,飲食サー ビス業	101,265	98.9	102,375
製造業	140,555	65.3	215,219	生活関連サービ ス業,娯楽業	120,743	82.7	145,951
運輸業,郵便業	135,723	56.8	238,769	医療,福祉	163,979	92.3	177,666
卸売業,小売業	179,615	93.6	191,820	複合サービス事 業	256,113	94.9	269,786
不動産業・物品賃貸業	132,573	66.1	200,590	サービス業(他に 分類されないもの)	143,384	69.9	205,130

注)上記以外の産業は秘匿

## (2) 九州各県との比較

### ◆現金給与総額 … 5人以上及び30人以上規模の事業所

九州各県の5人以上の事業所における現金給与総額を比較した場合、福岡県が297,707円と最も高く、次いで熊本県、佐賀県、大分県、宮崎県、長崎県(262,115円)、鹿児島県、沖縄県の順となり、長崎県は6番目であった。

30人以上の事業所においても、福岡県が337,880円と最も高く、次いで熊本県、大分県、長崎県(301,272円)、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の順となり、長崎県は4番目であった。

### ◆定期給与 … 5人以上及び30人以上規模の事業所

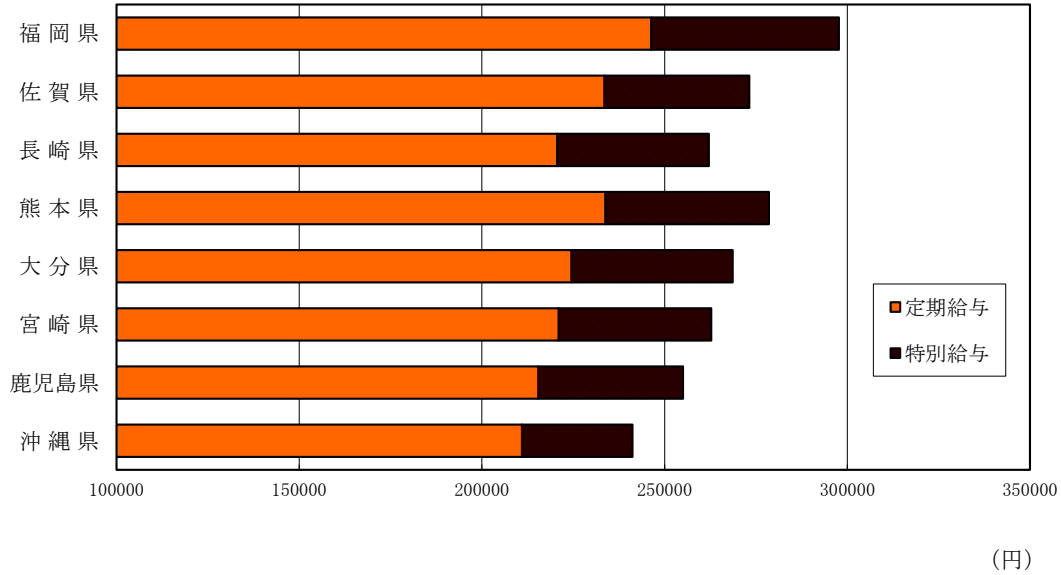
九州各県の5人以上の事業所における定期給与を比較した場合、福岡県が246,369円と最も高く、次いで熊本県、佐賀県、大分県、宮崎県、長崎県(220,579円)、鹿児島県、沖縄県の順となり、長崎県は6番目であった。

30人以上の事業所においては、福岡県が275,669円と最も高く、熊本県、大分県、佐賀県、長崎県(247,421円)、宮崎県、沖縄県、鹿児島県の順となり、長崎県は5番目であった。

### <九州各県の現金給与額>

事業所規模 各 県	5人以上			30人以上		
	現金給与総額 (円)	定期給与 (円)	特別給与 (円)	現金給与総額 (円)	定期給与 (円)	特別給与 (円)
福岡県	297,707	246,369	51,338	337,880	275,669	62,211
佐賀県	273,187	233,502	39,685	298,027	252,266	45,761
<b>長崎県</b>	<b>262,115</b>	<b>220,579</b>	<b>41,536</b>	<b>301,272</b>	<b>247,421</b>	<b>53,851</b>
熊本県	278,562	233,833	44,729	314,351	259,804	54,547
大分県	268,637	224,544	44,093	314,181	257,000	57,181
宮崎県	262,774	221,031	41,743	294,080	244,158	49,922
鹿児島県	255,049	215,449	39,600	271,938	226,793	45,145
沖縄県	241,212	210,967	30,245	271,818	235,524	36,294

＜九州各県の現金給与額＞－5人以上規模－



◆定期給与 … 1～4人規模の事業所

平成27年7月の特別調査における九州各県の定期給与を比較した場合、鹿児島県(180,793円)が最も高く、次いで福岡県、熊本県、佐賀県、長崎県(167,141円)、宮崎県、沖縄県、大分県の順となり、長崎県は5番目であった。

県名	定期給与(円)
福岡県	178,443
佐賀県	169,644
<b>長崎県</b>	<b>167,141</b>
熊本県	173,433
大分県	156,244
宮崎県	164,465
鹿児島県	180,793
沖縄県	156,840

3) 事業所規模別賃金

平成27年7月分における事業所規模別の定期給与(調査産業計)を比較すると、常用労働者30人以上の事業所を100とした場合、1～4人の事業所が67.6、5人以上の事業所が89.2、5～29人の事業所が77.8、30～99人の事業所が92.8であった。

＜規模別・産業別賃金格差＞(30人以上=100)

産業	1～4人	5人以上	5～29人	30～99人
調査産業計	67.6	89.2	77.8	92.8
建設業	60.6	74.5	63.9	102.0
製造業	50.2	93.5	74.5	84.4
卸売業,小売業	101.5	107.2	111.1	100.6
宿泊業,飲食サービス業	69.2	80.2	74.2	102.5
医療,福祉	66.3	88.9	69.6	81.1
複合サービス事業	115.0	110.0	112.9	X
サービス業(他に分類されないもの)	73.5	102.0	104.1	105.1



#### 4) 男女別賃金

常用労働者5人以上の事業所における平成27年平均の月間男女別現金給与総額は、男性が330,204円、女性が189,641円であり、定期給与は、男性が274,107円、女性が163,604円であった。男女別の格差は、男性を100とした場合、女性は現金給与総額が57.4、定期給与が59.7であった。

＜現金給与総額における男女別賃金格差＞ -5人以上規模-

項目 産業	長 崎 県			全 国		
	男 性(円)	女 性(円)	格 差 男性=100	男 性(円)	女 性(円)	格 差 男性=100
調 査 産 業 計	330,204	189,641	57.4	401,165	208,077	51.9
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	329,410	224,773	68.2
建 設 業	287,437	188,033	65.4	407,642	239,046	58.6
製 造 業	389,942	170,897	43.8	443,213	213,538	48.2
電気・ガス・熱供給・水道業	352,724	194,013	55.0	577,476	375,393	65.0
情 報 通 信 業	532,015	262,570	49.4	533,776	341,715	64.0
運 輸 業 , 郵 便 業	302,763	189,635	62.6	373,408	205,279	55.0
卸 売 業 , 小 売 業	288,428	146,572	50.8	375,614	164,426	43.8
金 融 業 , 保 険 業	506,962	272,922	53.8	670,985	309,501	46.1
不動産業,物品賃貸業	233,425	117,212	50.2	418,837	229,523	54.8
学術研究,専門・技術サービス業	443,739	237,975	53.6	528,221	288,228	54.6
宿泊業,飲食サービス業	171,792	97,958	57.0	176,386	94,908	53.8
生活関連サービス業,娯楽業	233,794	165,055	70.6	265,073	163,424	61.7
教育,学習支援業	392,754	257,626	65.6	453,796	313,869	69.2
医 療 , 福 祉	382,467	226,597	59.2	415,176	254,075	61.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	346,309	197,014	56.9	457,286	272,434	59.6
サービス業(他に分類されないもの)	280,840	147,148	52.4	318,716	172,408	54.1

＜定期給与における男女別賃金格差＞ -5人以上規模-

項目 産業	長 崎 県			全 国		
	男 性(円)	女 性(円)	格 差 男性=100	男 性(円)	女 性(円)	格 差 男性=100
調 査 産 業 計	274,107	163,604	59.7	326,809	177,480	54.3
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	280,834	193,190	68.8
建 設 業	250,488	165,262	66.0	345,729	206,301	59.7
製 造 業	310,099	150,167	48.4	350,641	181,276	51.7
電気・ガス・熱供給・水道業	291,736	170,599	58.5	472,118	305,688	64.7
情 報 通 信 業	406,666	220,427	54.2	417,646	274,981	65.8
運 輸 業 , 郵 便 業	250,450	165,345	66.0	315,914	176,583	55.9
卸 売 業 , 小 売 業	247,484	133,552	54.0	304,982	144,411	47.4
金 融 業 , 保 険 業	386,201	218,597	56.6	494,588	247,266	50.0
不動産業,物品賃貸業	208,106	110,125	52.9	337,646	190,120	56.3
学術研究,専門・技術サービス業	350,887	199,459	56.8	415,139	238,586	57.5
宿泊業,飲食サービス業	162,513	95,257	58.6	161,467	91,137	56.4
生活関連サービス業,娯楽業	218,431	156,095	71.5	237,853	152,556	64.1
教育,学習支援業	306,339	206,644	67.5	350,745	248,128	70.7
医 療 , 福 祉	322,873	190,586	59.0	356,927	213,517	59.8
複 合 サ ー ビ ス 事 業	282,774	172,852	61.1	349,166	214,477	61.4
サービス業(他に分類されないもの)	240,294	133,518	55.6	270,089	156,036	57.8

常用労働者30人以上の事業所における平成27年平均の月間男女別現金給与総額は、男性が376,522円、女性が215,953円であり、定期給与は、男性が303,109円、女性が184,281円であった。  
男女別の格差は、男性を100とした場合、女性は現金給与総額が57.4、定期給与が60.8であった。

＜現金給与総額における男女別賃金格差＞ －30人以上規模－

項目 産業	長 崎 県			全 国		
	男 性(円)	女 性(円)	格 差 男性=100	男 性(円)	女 性(円)	格 差 男性=100
調 査 産 業 計	376,522	215,953	57.4	448,504	236,327	52.7
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	436,400	271,423	62.2
建 設 業	428,588	233,301	54.4	483,371	293,584	60.7
製 造 業	418,582	179,445	42.9	472,468	234,094	49.5
電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	604,382	417,643	69.1
情 報 通 信 業	582,190	321,621	55.2	569,465	365,317	64.2
運 輸 業 , 郵 便 業	295,148	208,898	70.8	395,800	213,681	54.0
卸 売 業 , 小 売 業	294,191	134,026	45.6	434,582	177,117	40.8
金 融 業 , 保 険 業	575,052	284,559	49.5	731,461	326,643	44.7
不動産業,物品賃貸業	195,884	119,100	60.8	468,812	239,559	51.1
学術研究,専門・技術サービス業	528,508	304,949	57.7	580,378	329,098	56.7
宿泊業,飲食サービス業	208,251	118,433	56.9	210,969	108,833	51.6
生活関連サービス業,娯楽業	251,132	186,375	74.2	292,300	161,028	55.1
教育,学習支援業	436,915	299,021	68.4	498,127	357,942	71.9
医 療 , 福 祉	407,729	253,834	62.3	456,517	292,847	64.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	292,107	211,117	72.3	447,323	264,276	59.1
サービス業(他に分類されないもの)	300,624	159,376	53.0	304,983	163,272	53.5

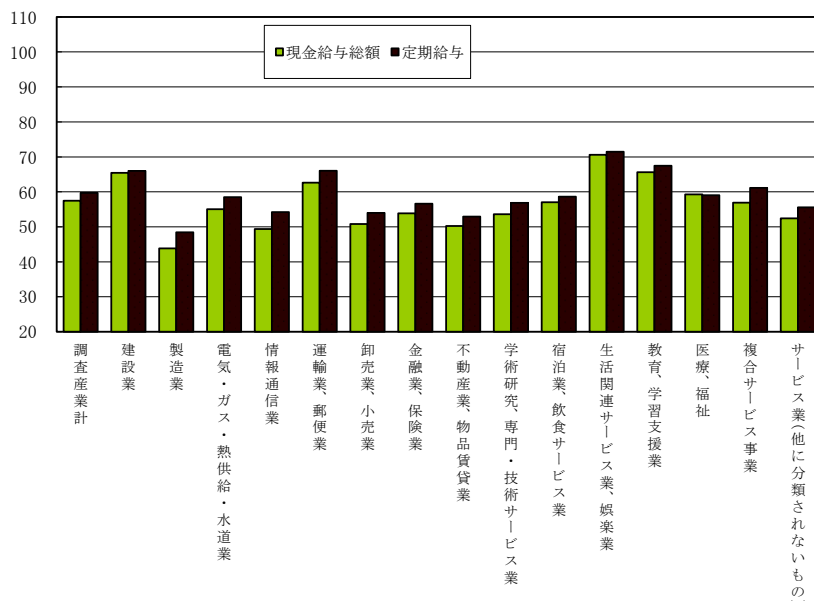
＜定期給与における男女別賃金格差＞ －30人以上規模－

項目 産業	長 崎 県			全 国		
	男 性(円)	女 性(円)	格 差 男性=100	男 性(円)	女 性(円)	格 差 男性=100
調 査 産 業 計	303,109	184,281	60.8	356,220	197,566	55.5
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	341,188	211,450	62.0
建 設 業	337,344	197,337	58.5	389,069	239,280	61.5
製 造 業	325,149	155,604	47.9	365,593	193,684	53.0
電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	496,503	338,100	68.1
情 報 通 信 業	435,316	255,744	58.7	436,022	286,148	65.6
運 輸 業 , 郵 便 業	240,998	180,773	75.0	329,990	181,643	55.0
卸 売 業 , 小 売 業	251,953	124,967	49.6	341,065	151,686	44.5
金 融 業 , 保 険 業	435,328	233,425	53.6	529,660	258,111	48.7
不動産業,物品賃貸業	179,458	111,666	62.2	369,107	196,446	53.2
学術研究,専門・技術サービス業	396,629	241,655	60.9	442,619	263,337	59.5
宿泊業,飲食サービス業	200,072	114,119	57.0	186,811	102,819	55.0
生活関連サービス業,娯楽業	231,216	172,309	74.5	253,470	147,144	58.1
教育,学習支援業	333,875	239,994	71.9	381,171	280,400	73.6
医 療 , 福 祉	346,971	212,284	61.2	389,264	242,846	62.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業	240,534	186,934	77.7	342,387	209,409	61.2
サービス業(他に分類されないもの)	245,928	142,835	58.1	259,767	149,876	57.7

産業別に男女別賃金格差をみると、最も格差が大きいのは、5人以上規模において、現金給与総額、定期給与のいずれにおいても「製造業」であった。また、30人以上規模においても、現金給与総額、定期給与ともに「製造業」であった。

また、最も格差が小さいのは、5人以上規模において、現金給与総額、定期給与ともに「生活関連サービス業、娯楽業」であった。また、30人以上規模については、現金給与総額は「生活関連サービス業、娯楽業」、定期給与は「複合サービス事業」の格差が小さかった。

＜現金給与額における男女別賃金格差(男性=100)＞-5人以上-



常用労働者1～4人の事業所における平成27年7月の男女別定期給与は、男性が227,203円、女性が125,831円で、男性を100とした場合、女性は55.4であった。

これを産業別に比較すると、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「教育、学習支援業」を除いたところで最も格差が大きいのは、「複合サービス事業」で38.0であった。最も格差が小さいのは、「医療、福祉」で88.7であった。

＜定期給与額における男女別賃金格差＞ -1～4人規模-

項目 産業	長 崎 県			全 国		
	男 性 (円)	女 性 (円)	格 差 男性=100	男 性 (円)	女 性 (円)	格 差 男性=100
調 査 産 業 計	227,203	125,831	55.4	260,966	139,524	53.5
建 設 業	216,210	106,887	49.4	277,858	147,995	53.3
製 造 業	202,677	91,461	45.1	267,288	134,278	50.2
運 輸 業、 郵 便 業	164,608	113,461	68.9	269,417	171,266	63.6
卸 売 業、 小 売 業	236,496	137,635	58.2	267,261	141,228	52.8
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	200,964	85,334	42.5	243,433	154,861	63.6
学 術 研 究、 専 門・ 技 術 サービス 業	322,367	160,887	49.9	308,022	191,383	62.1
宿 泊 業、 飲 食 サービス 業	152,900	79,531	52.0	162,597	80,309	49.4
生 活 関 連 サービス 業、 娯 楽 業	160,921	112,736	70.1	211,220	125,950	59.6
医 療、 福 祉	181,748	161,266	88.7	249,388	166,392	66.7
複 合 サービス 事 業	371,021	140,916	38.0	365,161	198,613	54.4
サービス業(他に分類されないもの)	208,235	94,082	45.2	248,819	149,399	60.0

## 5) 就業形態別賃金

常用労働者5人以上の事業所における就業形態別の一人平均の月間現金給与総額は、一般労働者が321,734円(対前年比0.6%増)、パートタイム労働者が96,643円(同0.2%減)であった。

現金給与総額を定期給与と特別給与に分けると、定期給与は、一般労働者が265,985円(前年度と同水準)、パートタイム労働者が94,556円(前年度と同水準)であり、特別給与は、一般労働者が55,749円、パートタイム労働者が2,087円であった。

全国平均と比較すると、一般労働者は、現金給与総額で86,699円、定期給与で65,072円、特別給与においても21,627円少ない結果となった。

パートタイム労働者は、現金給与総額で1,160円、定期給与で774円、特別給与で396円少ない結果となった。

### <平成27年平均の就業形態別一人平均月間現金給与> -5人以上規模-

(長崎県)

形態	産 業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)
一般	調査産業計	321,734	0.6	265,985	0.0	246,007	0.2	55,749	3.5
	製造業	359,726	0.7	287,796	2.2	248,971	2.6	71,930	△ 4.9
	卸売業, 小売業	297,287	△ 0.2	253,756	0.0	237,332	0.8	43,531	△ 5.9
	医療, 福祉	311,857	4.6	258,550	4.4	250,372	4.8	53,307	5.1
パート	調査産業計	96,643	△ 0.2	94,556	0.0	91,097	△ 1.4	2,087	△ 5.5
	製造業	112,032	△ 0.2	108,625	0.0	101,445	△ 1.3	3,407	△ 7.3
	卸売業, 小売業	97,502	5.1	95,385	6.4	91,046	3.8	2,117	△ 30.6
	医療, 福祉	99,498	1.5	96,742	0.6	95,721	0.4	2,756	36.5

(全国)

形態	産 業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)
一般	調査産業計	408,433	0.4	331,057	0.5	304,365	0.5	77,376	△ 0.1
	製造業	419,413	0.3	332,709	0.3	295,800	0.1	86,704	0.3
	卸売業, 小売業	403,883	△ 0.3	325,796	△ 0.4	307,987	△ 0.3	78,087	0.1
	医療, 福祉	369,824	0.2	307,341	1.0	288,204	1.4	62,483	△ 3.8
パート	調査産業計	97,803	0.5	95,330	0.5	91,943	0.5	2,473	0.0
	製造業	117,137	0.2	112,486	0.1	106,462	0.4	4,651	3.8
	卸売業, 小売業	94,143	0.7	91,837	0.8	89,438	0.6	2,306	△ 0.1
	医療, 福祉	117,912	1.2	113,485	1.4	110,686	1.0	4,427	△ 4.6

注) 全国、長崎県の就業形態別特別給与の賃金指数は作成していないため、「対前年増減率」は、実数をもとに算定している。

常用労働者30人以上の事業所における就業形態別の一人平均の月間現金給与総額は、一般労働者が358,188円(対前年比0.6%増)、パートタイム労働者が108,288円(同2.4%増)であった。

現金給与総額を定期給与と特別給与に分けると、定期給与は、一般労働者が289,225円(同0.4%減)、パートタイム労働者が105,676円(同2.4%増)であり、特別給与は、一般労働者が68,963円、パートタイム労働者が2,612円であった。

全国平均と比較すると、一般労働者は、現金給与総額で85,434円、定期給与で62,235円、特別給与で23,199円少ない結果となった。

パートタイム労働者は、現金給与総額で229円、定期給与で785円多く、特別給与で556円少ない結果となった。

＜平成27年平均の就業形態別一人平均月間現金給与＞ -30人以上規模-

(長崎県)

形態	産 業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		超過労働給与		特別給与	
		(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)
一 般	調査産業計	358,188	0.6	289,225	△ 0.4	262,245	△ 0.8	26,980	3.8	68,963	5.1
	製造業	387,564	1.1	302,637	2.0	258,851	2.1	43,786	1.3	84,927	△ 2.0
	卸売業,小売業	312,328	1.6	266,260	3.2	244,981	1.7	21,279	17.6	46,068	△ 12.2
	医療,福祉	332,051	0.9	276,363	1.2	266,489	1.6	9,874	△ 12.9	55,688	△ 8.6
パ ー ト タ イ ム	調査産業計	108,288	2.4	105,676	2.4	101,107	0.5	4,569	74.4	2,612	2.4
	製造業	123,492	4.3	119,637	4.9	110,419	2.0	9,218	59.9	3,855	△ 12.5
	卸売業,小売業	106,306	8.3	103,050	9.3	97,258	4.7	5,792	317.3	3,256	△ 15.9
	医療,福祉	110,306	3.5	107,751	2.6	106,671	2.3	1,080	30.0	2,555	65.7

(全国)

形態	産 業	現金給与総額		定期給与		所定内給与		超過労働給与		特別給与	
		(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)	(円)	対前年増減率(%)
一 般	調査産業計	443,622	0.2	351,460	0.6	319,319	0.7	32,141	△ 0.7	92,162	△ 2.4
	製造業	445,583	0.4	345,574	0.4	304,098	0.1	41,476	1.0	100,009	△ 1.7
	卸売業,小売業	460,789	△ 0.2	358,389	0.3	337,128	0.5	21,261	△ 3.4	102,400	△ 1.8
	医療,福祉	397,029	△ 0.3	327,693	0.6	304,594	1.0	23,099	△ 4.7	69,336	△ 5.1
パ ー ト タ イ ム	調査産業計	108,059	0.6	104,891	0.7	100,304	0.6	4,587	2.4	3,168	△ 0.5
	製造業	125,488	0.0	120,223	0.1	111,769	0.8	8,454	△ 10.0	5,265	△ 2.0
	卸売業,小売業	101,830	△ 0.2	98,574	△ 0.3	95,955	△ 0.6	2,619	14.6	3,256	△ 1.0
	医療,福祉	140,473	1.9	135,302	2.4	131,102	1.5	4,200	48.5	5,171	0.5

注) 全国、長崎県の就業形態別超過労働給与、特別給与の賃金指数は作成していないため、「対前年増減率」は、実数をもとに算定している。

## 2 労働時間

### 1) 労働時間の動き

常用労働者5人以上の事業所における平成27年平均の月間総実労働時間は153.1時間で、対前年比0.3%減であった。

常用労働者30人以上の事業所における平成27年平均の月間総実労働時間は158.4時間で、前年と同水準であった。

全国平均と比較すると、総実労働時間は5人以上規模で8.6時間、30人以上規模で9.7時間長くなった。また所定内労働時間は、5人以上規模で9.4時間、30人以上規模で9.6時間長くなった。所定外労働時間は、5人以上規模で0.8時間短く、30人以上規模で0.1時間長くなった。

さらに、月間の総実労働時間数を12倍して試算してみた年間総実労働時間は、5人以上規模で1837.2時間、30人以上規模で1900.8時間となり、全国平均を5人以上規模では103.2時間、30人以上規模で116.4時間上回る結果となった。

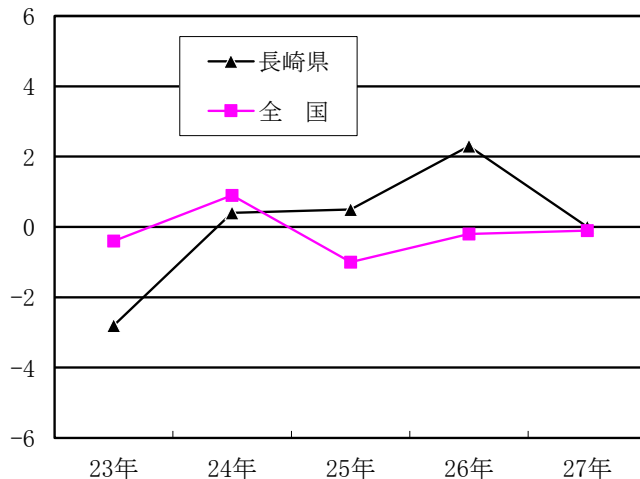
<平成27年平均月間労働時間(長崎県・全国)及び対前年増減率>

項目	長崎県				全国			
	5人以上		30人以上		5人以上		30人以上	
	実数 (時間)	対前年 増減率 (%)	実数 (時間)	対前年 増減率 (%)	実数 (時間)	対前年 増減率 (%)	実数 (時間)	対前年 増減率 (%)
総労働時間	153.1	△0.3	158.4	0.0	144.5	△0.3	148.7	△0.1
所定内労働時間	142.9	△0.2	145.4	△0.3	133.5	△0.3	135.8	0.0
所定外労働時間	10.2	△2.2	13.0	2.7	11.0	△1.0	12.9	△0.3

<総実労働時間(指数)の対前年増減率の推移(長崎県・全国)>

—事業所規模30人以上—

(単位:%)



＜過去10年間の労働時間の対前年増減率の推移(長崎県・全国)＞

－事業所規模30人以上－

年次 (平成)	長 崎 県						全 国					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	指 数	対前年 増減率 (%)	指 数	対前年 増減率 (%)	指 数	対前年 増減率 (%)	指 数	対前年 増減率 (%)	指 数	対前年 増減率 (%)	指 数	対前年 増減率 (%)
18年	102.9	-	104.4	-	87.8	-	102.7	0.7	102.2	0.4	108.2	3.2
19年	104.1	1.2	105.3	0.9	91.4	4.1	102.5	△ 0.2	101.9	△ 0.5	110.7	2.3
20年	104.9	0.8	104.6	△ 0.7	108.6	18.8	101.3	△ 1.2	100.8	△ 1.0	107.6	△ 2.8
21年	102.6	△ 2.2	102.4	△ 2.1	105.6	△ 2.8	98.2	△ 3.0	98.9	△ 1.8	89.9	△ 16.5
22年	100.0	△ 2.5	100.0	△ 2.3	100.0	△ 5.3	100.0	1.8	100.0	1.0	100.0	11.3
23年	97.2	△ 2.8	97.8	△ 2.2	91.6	△ 8.4	99.5	△ 0.4	99.5	△ 0.4	99.5	△ 0.5
24年	97.6	0.4	98.8	1.0	85.2	△ 7.0	100.4	0.9	100.4	0.9	100.9	1.4
25年	98.1	0.5	99.3	0.5	86.8	1.9	99.4	△ 1.0	99.1	△ 1.3	103.3	2.4
26年	100.4	2.3	101.4	2.1	90.5	4.3	99.2	△ 0.2	98.5	△ 0.6	106.8	3.4
27年	100.4	0.0	101.1	△ 0.3	92.9	2.7	99.1	△ 0.1	98.5	0.0	106.5	△ 0.3

注) 「対前年増減率」は、事業所の抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

常用労働者1～4人の事業所における平成27年7月の月間総実労働時間は、前年より0.7時間少ない153.4時間であった。

＜月間総実労働時間の推移＞ －事業所規模1～4人規模－

年次 (平成)	長 崎 県		全 国	
	実 数 (時間)	対 前 年 差 (時間)	実 数 (時間)	対 前 年 差 (時間)
18年	151.2	△ 0.7	151.9	0.0
19年	162.8	11.6	151.9	0.0
20年	162.7	△ 0.1	152.6	0.7
21年	165.0	2.3	147.7	△ 4.9
22年	162.0	△ 3.0	147.0	△ 0.7
23年	154.1	△ 7.9	146.3	△ 0.7
24年	152.6	△ 1.5	146.3	0.0
25年	154.8	2.2	147.0	0.7
26年	154.1	△ 0.7	147.0	0.0
27年	153.4	△ 0.7	142.8	△ 4.2

注) 7月の月間総実労働時間 = 1日の実労働時間数 × 出勤日数

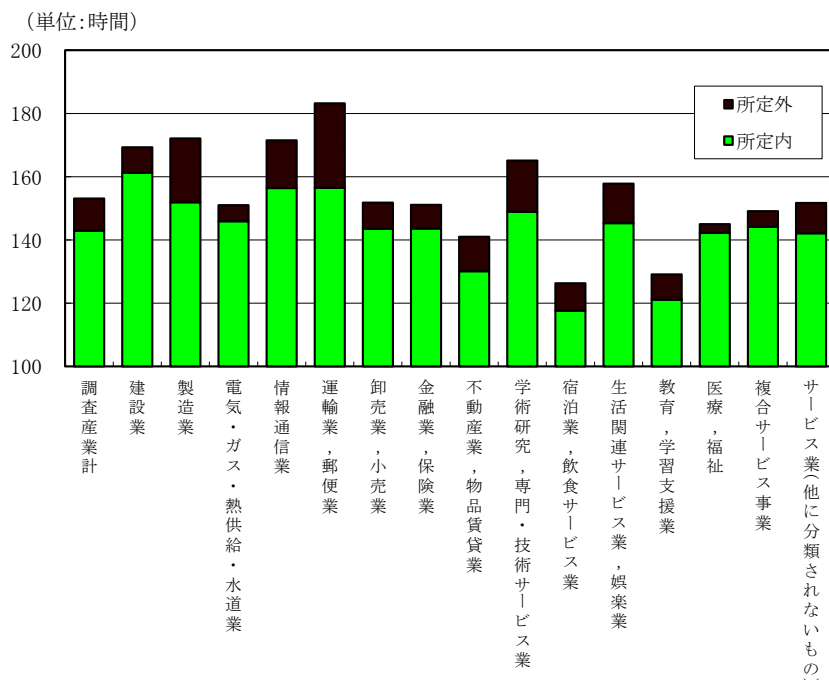
## 2) 産業別労働時間

常用労働者5人以上の事業所における平成27年平均の産業別月間総実労働時間は、「鉱業,採石業,砂利採取業」を除き、「運輸業,郵便業」が183.2時間と最も長く、次いで「製造業」、「情報通信」、「建設業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「卸売業,小売業」、「サービス業(他に分類されないもの)」、「金融業,保険業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス事業」、「医療,福祉」、「不動産業,物品賃貸業」、「教育,学習支援業」、「宿泊業,飲食サービス業」の順となった

### <産業別労働時間> 一事業所規模5人以上一

項目 産業	長 崎 県			全 国		
	総実労働時間	所 定 内労働時間	所 定 外労働時間	総実労働時間	所 定 内労働時間	所 定 外労働時間
調査産業計	153.1	142.9	10.2	144.5	133.5	11.0
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	168.3	156.1	12.2
建設業	169.3	161.2	8.1	171.5	157.7	13.8
製造業	172.1	151.9	20.2	163.2	147.2	16.0
電気・ガス・熱供給・水道業	151.0	145.9	5.1	155.9	140.3	15.6
情報通信業	171.5	156.4	15.1	162.9	145.2	17.7
運輸業,郵便業	183.2	156.5	26.7	171.9	148.1	23.8
卸売業,小売業	151.8	143.5	8.3	136.7	129.4	7.3
金融業,保険業	151.1	143.6	7.5	147.7	135.9	11.8
不動産業,物品賃貸業	141.0	130.1	10.9	153.3	141.0	12.3
学術研究,専門・技術サービス業	165.1	148.9	16.2	155.0	141.5	13.5
宿泊業,飲食サービス業	126.3	117.6	8.7	103.1	97.4	5.7
生活関連サービス業,娯楽業	157.8	145.3	12.5	136.7	129.3	7.4
教育,学習支援業	129.1	121.1	8.0	126.2	118.3	7.9
医療,福祉	145.0	142.2	2.8	135.4	130.3	5.1
複合サービス事業	149.1	144.1	5.0	150.6	142.8	7.8
サービス業(他に分類されないもの)	151.7	142.1	9.6	144.6	133.2	11.4

### <産業別労働時間> 一事業所規模5人以上一





常用労働者30人以上の事業所における平成27年平均の産業別月間総実労働時間は、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」を除き、「運輸業、郵便業」が最も長い186.3時間であり、次いで、「学術研究、専門・技術サービス業」、「製造業」、「情報通信業」、「建設業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「医療、福祉」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「サービス業(他に分類されないもの)」、「教育、学習支援業」、「不動産業、物品賃貸業」の順となった。

＜産業別労働時間＞ 一事業所規模30人以上一

項目 産業	長 崎 県						全 国					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	実数 (時間)	対前年 増減率 (%)	実数 (時間)	対前年 増減率 (%)	実数 (時間)	対前年 増減率 (%)	実数 (時間)	対前年 増減率 (%)	実数 (時間)	対前年 増減率 (%)	実数 (時間)	対前年 増減率 (%)
調査産業計	158.4	0.0	145.4	△ 0.3	13.0	2.7	148.7	△ 0.1	135.8	0.0	12.9	△ 0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	X	X	X	X	X	X	163.8	0.8	150.7	1.3	13.1	△ 6.0
建設業	168.9	3.7	156.0	3.8	12.9	△ 2.6	173.4	1.5	154.4	0.6	19.0	9.6
製造業	173.8	1.0	151.8	0.8	22.0	2.9	164.7	0.4	147.1	0.6	17.6	△ 0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	X	X	X	156.8	△ 0.2	139.8	△ 0.2	17.0	0.5
情報通信業	170.7	5.2	153.2	6.8	17.5	△ 6.2	162.1	△ 0.4	143.6	0.2	18.5	△ 4.4
運輸業、郵便業	186.3	△ 2.8	156.1	△ 2.6	30.2	△ 3.5	171.1	0.4	146.8	0.2	24.3	1.2
卸売業、小売業	144.9	5.5	136.7	2.8	8.2	67.7	136.5	△ 1.1	128.6	△ 0.9	7.9	△ 2.8
金融業、保険業	151.9	0.7	141.4	△ 0.6	10.5	25.5	148.3	0.6	134.8	0.6	13.5	1.2
不動産業、物品賃貸業	122.2	△ 1.6	118.4	△ 3.0	3.8	28.0	147.7	0.1	135.2	△ 0.2	12.5	4.0
学術研究、専門・技術サービス業	174.9	△ 6.3	153.6	△ 5.4	21.3	△ 12.3	155.5	△ 1.5	140.2	△ 1.0	15.3	△ 5.6
宿泊業、飲食サービス業	146.9	△ 4.2	131.4	△ 3.4	15.5	△ 18.5	110.4	△ 0.9	103.0	△ 1.1	7.4	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	166.9	△ 0.7	145.3	△ 1.6	21.6	5.4	132.9	△ 1.2	124.8	△ 0.9	8.1	△ 6.3
教育、学習支援業	133.3	△ 6.2	124.2	△ 5.0	9.1	△ 15.6	128.6	0.5	120.3	0.0	8.3	8.2
医療、福祉	153.2	0.9	150.1	0.6	3.1	2.5	143.4	0.6	137.5	0.7	5.9	△ 1.4
複合サービス事業	160.5	△ 3.1	153.9	△ 3.6	6.6	123.1	155.4	0.4	146.9	0.4	8.5	△ 0.1
サービス業(他に分類されないもの)	140.7	△ 0.5	128.3	△ 1.7	12.4	14.9	141.6	△ 0.8	129.4	△ 0.4	12.2	△ 3.7

労働者1～4人の事業所における平成27年7月の産業別の総実労働時間は、「建設業」が最も長い167.2時間であり、最も短い産業は、「不動産業、物品賃貸業」で109.7時間であった。

＜産業別労働時間＞ 一事業所規模1～4人一

項目 産業	長 崎 県		全 国	
	実数 (時間)	対前年 差 (時間)	実数 (時間)	対前年 差 (時間)
調査産業計	153.4	△ 0.7	142.8	△ 4.2
建設業	167.2	△ 19.2	162.8	△ 5.2
製造業	161.3	△ 9.5	152.6	△ 1.4
運輸業、郵便業	133.0	X	162.6	△ 5.1
卸売業、小売業	164.3	△ 7.4	150.5	△ 5.0
不動産業、物品賃貸業	109.7	△ 53.8	139.4	△ 6.2
学術研究、専門・技術サービス業	157.3	X	151.7	2.0
宿泊業、飲食サービス業	138.2	25.5	105.6	△ 6.6
生活関連サービス業、娯楽業	137.0	△ 9.3	142.1	△ 4.9
医療、福祉	152.6	12.7	134.0	△ 4.0
複合サービス事業	134.3	X	149.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	153.4	△ 4.8	152.6	△ 2.9

注) 7月の月間総実労働時間 = 1日の実労働時間数 × 出勤日数

### 3) 就業形態別労働時間

常用労働者5人以上の事業所における就業形態別の1人平均の月間総実労働時間は、一般労働者が172.0時間(対前年比0.5%減)、パートタイム労働者が100.5時間(4.6%増)であった。

総実労働時間のうち所定内労働時間は、一般労働者が159.5時間、パートタイム労働者が96.8時間であり、所定外労働時間は、一般労働者が12.5時間で、パートタイム労働者が3.7時間であった。

全国平均と比較すると、一般労働者では、総実労働時間で3.2時間、所定内労働時間で5.2時間長く、所定外労働時間で2.0時間短い結果となった。

また、パートタイム労働者では、総実労働時間で11.5時間、所定内労働時間で10.7時間、所定外労働時間で0.8時間長い結果となった。

出勤日数は、一般労働者が20.8日(対前年と同水準)、パートタイム労働者が17.3日(対前年差0.5日増)であった。

<平成27年平均の就業形態別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数>

—事業所規模5人以上—

(長崎県)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(日)	対前年差(日)
一般	調査産業計	172.0	△0.5	159.5	0.4	12.5	△10.1	20.8	0.0
	製造業	180.7	0.6	158.3	0.7	22.4	△0.4	20.7	0.0
	卸売業,小売業	177.8	0.6	167.5	1.8	10.3	△16.4	21.6	△0.1
	医療,福祉	162.6	△3.1	159.2	△3.7	3.4	8.3	20.4	△0.2
パート	調査産業計	100.5	4.6	96.8	3.3	3.7	54.2	17.3	0.5
	製造業	121.1	△1.9	113.8	△3.2	7.3	25.9	18.5	0.8
	卸売業,小売業	113.7	1.8	108.3	△0.4	5.4	89.6	19.7	△0.1
	医療,福祉	89.1	9.4	88.2	9.4	0.9	1.2	15.9	1.9

(全国)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(日)	対前年差(日)
一般	調査産業計	168.8	0.1	154.3	0.1	14.5	△0.2	20.2	0.0
	製造業	171.1	0.4	153.3	0.4	17.8	0.4	19.8	0.0
	卸売業,小売業	169.3	0.1	158.2	0.0	11.1	0.3	20.5	△0.1
	医療,福祉	159.7	0.3	152.9	0.4	6.8	△2.7	20.1	0.1
パート	調査産業計	89.0	△1.0	86.1	△0.9	2.9	△2.9	15.3	△0.2
	製造業	115.4	△1.2	110.2	△0.7	5.2	△8.2	17.7	△0.1
	卸売業,小売業	95.2	△0.7	92.8	△0.4	2.4	△7.9	16.8	0.1
	医療,福祉	79.7	0.0	78.4	△0.1	1.3	4.2	14.2	△0.2

常用労働者30人以上の事業所における就業形態別の1人平均の月間総実労働時間は、一般労働者が173.1時間(対前年比0.9%増)、パートタイム労働者が108.7時間(同12.1%増)であった。

総実労働時間のうち、所定内労働時間は、一般労働者が157.5時間、パートタイム労働者が104.5時間であり、所定外労働時間は、一般労働者が15.6時間で、パートタイム労働者が4.2時間であった。

全国平均と比較すると、一般労働者では、総実労働時間で5.7時間、所定内労働時間で6.2時間長く、所定外労働時間で0.5時間短い結果となった。

また、パートタイム労働者においては、総実労働時間で14.4時間、所定内労働時間で13.8時間、所定外労働時間で0.6時間長い結果となった。

<平成27年平均の就業形態別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数>

—事業所規模30人以上—

(長崎県)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(日)	対前年差(日)
一般	調査産業計	173.1	0.9	157.5	1.7	15.6	△6.0	20.6	0.3
	製造業	179.4	1.0	155.7	0.8	23.7	1.7	20.4	0.1
	卸売業,小売業	175.6	4.0	163.5	1.6	12.1	37.7	21.2	0.2
	医療,福祉	164.1	△2.4	160.6	△2.7	3.5	△1.3	20.3	0.0
パート	調査産業計	108.7	12.1	104.5	11.1	4.2	44.8	17.8	1.2
	製造業	133.2	4.1	123.6	1.7	9.6	50.0	19.6	0.7
	卸売業,小売業	119.3	6.5	114.4	3.6	4.9	183.4	20.3	0.2
	医療,福祉	100.5	13.1	99.7	13.0	0.8	33.0	16.8	3.2

(全国)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(時間)	対前年増減率(%)	実数(日)	対前年差(日)
一般	調査産業計	167.4	0.2	151.3	0.2	16.1	0.3	19.8	0.0
	製造業	170.2	0.5	151.3	0.6	18.9	0.5	19.5	0.0
	卸売業,小売業	166.6	△0.4	154.1	△0.4	12.5	△0.2	20.0	△0.2
	医療,福祉	160.3	0.4	153.1	0.6	7.2	△2.0	19.9	0.0
パート	調査産業計	94.3	△0.5	90.7	△0.2	3.6	△4.5	16.0	△0.1
	製造業	121.9	△0.1	114.6	0.7	7.3	△12.4	17.8	0.0
	卸売業,小売業	101.7	△1.1	99.0	△0.8	2.7	△8.8	18.1	0.0
	医療,福祉	85.2	0.5	83.7	0.4	1.5	△0.4	14.5	△0.1

### 3 出 勤 日 数

常用労働者5人以上の事業所における平成27年平均の月間出勤日数は、前年より0.3日多い19.9日であった。  
 常用労働者30人以上の事業所における平成27年平均の月間出勤日数は、前年より0.7日多い20.0日であった。  
 全国平均と比較すると、5人以上規模で1.2日、30人以上規模でも1.2日多い結果となった。  
 これを各産業別に見ると、出勤日数が最も多いのは5人以上、規模30人以上規模ともに「運輸業,郵便業」であった。  
 また最も少ないのは5人以上規模、30人以上規模ともに「教育,学習支援業」であった。

<平成27年平均事業所規模別・産業別出勤日数>

項目 産業	5人以上		30人以上	
	長崎県	全国	長崎県	全国
調査産業計	19.9	18.7	20.0	18.8
鉱業,採石業,砂利採取業	X	20.9	X	20.4
建設業	20.9	20.9	20.7	20.4
製造業	20.4	19.5	20.3	19.3
電気・ガス・熱供給・水道業	19.4	18.7	X	18.7
情報通信業	20.0	19.2	19.8	19.1
運輸業,郵便業	21.5	20.1	22.0	20.0
卸売業,小売業	20.8	18.9	20.7	19.1
金融業,保険業	19.2	18.6	18.5	18.5
不動産業,物品賃貸業	19.1	19.2	18.1	18.8
学術研究,専門・技術サービス業	19.2	18.9	19.5	18.7
宿泊業,飲食サービス業	18.8	15.8	20.1	16.5
生活関連サービス業,娯楽業	20.6	18.6	20.6	18.2
教育,学習支援業	17.1	16.8	17.0	16.8
医療,福祉	19.3	18.3	19.7	18.7
複合サービス事業	19.6	19.0	21.9	19.7
サービス業(他に分類されないもの)	20.3	18.9	18.9	18.6

また、常用労働者1～4人の事業所における平成27年7月の出勤日数は21.6日となり、全国平均より1.2日多い結果となった。

<平成27年7月分産業別出勤日数>

項目 産業	1～4人	
	長崎県	全国
調査産業計	21.6	20.4
建設業	22.0	21.7
製造業	22.4	20.9
運輸業,郵便業	19.0	21.4
卸売業,小売業	22.5	20.9
不動産業,物品賃貸業	17.7	20.2
学術研究,専門・技術サービス業	20.7	20.5
宿泊業,飲食サービス業	21.6	18.2
生活関連サービス業,娯楽業	21.4	20.3
医療,福祉	21.2	20.0
複合サービス事業	17.9	19.1
サービス業(他に分類されないもの)	22.9	21.2

## 4 雇 用

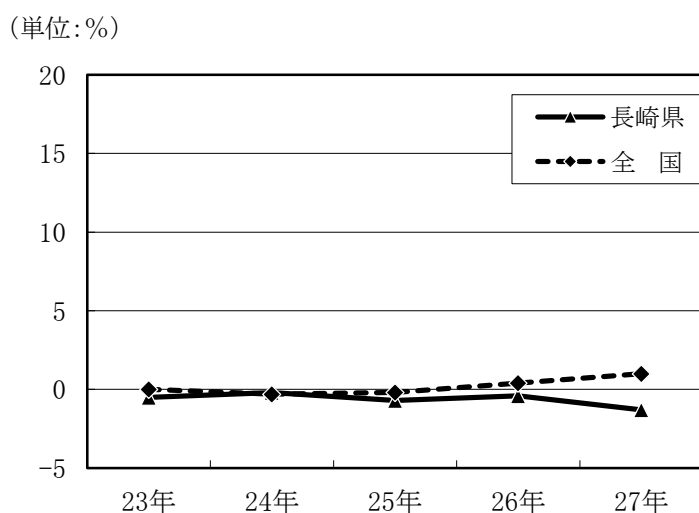
### 1) 雇用の動き

常用労働者5人以上の事業所における平成27年平均の常用労働者数は415,997人で、前年に比べ0.2%減となった。

常用労働者30人以上の事業所における平成27年平均の常用労働者数は212,983人で、対前年比1.3%減であった。

＜過去5年間の雇用指数の対前年増減率の推移(長崎県・全国)＞

－事業所規模30人以上－



＜雇用指数の対前年増減率の推移(長崎県・全国)＞

項目 年次	5人以上				30人以上			
	長崎県		全国		長崎県		全国	
	雇用指数	対前年増減率(%)	雇用指数	対前年増減率(%)	雇用指数	対前年増減率(%)	雇用指数	対前年増減率(%)
22	100.0	△ 0.9	100.0	0.4	100.0	△ 2.8	100.0	△ 0.3
23	100.5	0.5	100.6	0.7	99.5	△ 0.5	100.0	0.0
24	100.2	△ 0.3	101.3	0.7	99.3	△ 0.2	99.7	△ 0.3
25	100.9	0.7	102.1	0.8	98.6	△ 0.7	99.5	△ 0.2
26	101.3	0.4	103.6	1.5	98.2	△ 0.4	99.9	0.4
27	101.1	△ 0.2	105.8	2.1	96.9	△ 1.3	100.9	1.0

## 2) 産業別常用労働者

平成27年平均の常用労働者の産業別構成をみると、5～29人規模では「卸売業,小売業」(24.2%, 49,067人)の占める割合が最も高く、以下、「医療,福祉」(16.8%, 34,142人)、「宿泊業,飲食サービス業」(12.3%, 25,002人)の順となっている。

30人以上規模では、「医療,福祉」(27.9%, 59,357人)の占める割合が最も高く、以下、「製造業」(18.1%, 38,511人)、「卸売業,小売業」(12.5%, 26,653人)の順となっている。

5～29人規模と30人以上規模を合わせた5人以上規模でみると、「医療,福祉」(22.5%, 93,501人)の占める割合が最も高く、以下、「卸売業,小売業」(18.2%, 75,719人)、「製造業」(12.4%, 51,569人)の順となっている。

### <規模別・産業別常用労働者数>

項 目 産 業	5人以上		5～29人		30人以上	
	人 数 ( 人 )	構 成 比 ( % )	人 数 ( 人 )	構 成 比 ( % )	人 数 ( 人 )	構 成 比 ( % )
調 査 産 業 計	415,997	100.0	203,014	100.0	212,983	100.0
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	X	X	X
建 設 業	28,246	6.8	19,948	9.8	8,297	3.9
製 造 業	51,569	12.4	13,060	6.4	38,511	18.1
電気・ガス・熱供給・水道業	2,348	0.6	848	0.4	X	X
情 報 通 信 業	4,535	1.1	X	X	2,802	1.3
運 輸 業 , 郵 便 業	27,706	6.7	7,750	3.8	19,956	9.4
卸 売 業 , 小 売 業	75,719	18.2	49,067	24.2	26,653	12.5
金 融 業 , 保 険 業	13,251	3.2	7,459	3.7	5,793	2.7
不動産業,物品賃貸業	4,085	1.0	2,717	1.3	1,368	0.6
学術研究,専門・技術サービス業	10,015	2.4	4,455	2.2	5,560	2.6
宿泊業,飲食サービス業	32,633	7.8	25,002	12.3	7,632	3.6
生活関連サービス業,娯楽業	14,155	3.4	6,482	3.2	7,672	3.6
教育,学習支援業	29,018	7.0	14,219	7.0	14,799	6.9
医 療 , 福 祉	93,501	22.5	34,142	16.8	59,357	27.9
複合サービス事業	6,455	1.6	5,014	2.5	1,443	0.7
サービス業(他に分類されないもの)	22,557	5.4	10,998	5.4	11,559	5.4

### 3) パートタイム労働者

常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合(パートタイム労働者比率)は、5人以上規模の事業所で26.5%(前年差3.8ポイント減)、30人以上規模事業所で22.8%(同5.1ポイント減)となった。

また、産業別の割合をみると、5人以上規模では、「宿泊業、飲食サービス業」が62.9%で最も高く、以下「不動産業、物品賃貸業」、「卸売業、小売業」の順となった。

30人以上規模では、「不動産業、物品賃貸業」が62.6%で最も高く、以下、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順となった。

＜パートタイム労働者比率＞

項目 産業	長 崎 県				全 国			
	5人以上		30人以上		5人以上		30人以上	
	比 率 (%)	前年差 (ポイント)	比 率 (%)	前年差 (ポイント)	比 率 (%)	前年差 (ポイント)	比 率 (%)	前年差 (ポイント)
調 査 産 業 計	26.5	△ 3.8	22.8	△ 5.1	30.5	0.7	25.5	0.7
鉱業、採石業、砂利採取業	X	X	X	X	9.3	2.9	2.1	△ 1.2
建 設 業	5.6	1.5	6.4	X	5.7	0.1	3.0	0.4
製 造 業	14.4	△ 0.4	12.4	0.3	14.3	0.5	11.5	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	6.0	0.2	X	X	3.9	△ 1.2	2.3	△ 2.0
情 報 通 信 業	4.2	△ 5.1	4.6	△ 10.7	4.7	△ 0.9	4.2	△ 1.1
運 輸 業、郵 便 業	6.1	△ 4.9	5.1	△ 9.1	18.8	△ 0.5	19.1	△ 1.7
卸 売 業、小 売 業	40.4	△ 7.9	54.7	△ 7.9	44.0	1.8	46.3	4.7
金 融 業、保 険 業	6.4	△ 10.0	7.9	6.1	12.4	△ 0.9	13.1	△ 1.3
不動産業、物品賃貸業	46.6	9.4	62.6	3.6	24.4	2.9	23.9	1.1
学術研究、専門・技術サービス業	8.4	△ 7.2	3.3	△ 6.1	11.2	1.4	7.9	1.9
宿泊業、飲食サービス業	62.9	△ 2.6	52.2	△ 10.3	76.8	0.7	71.6	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	39.1	0.4	38.9	5.2	48.0	2.4	50.1	3.4
教育、学習支援業	35.8	9.4	33.7	13.5	29.9	1.4	25.6	1.1
医 療、福 祉	23.9	△ 9.6	17.2	△ 14.4	30.3	0.6	22.5	0.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業	6.5	5.2	6.9	X	13.7	△ 0.6	10.3	△ 0.9
サービス業(他に分類されないもの)	25.7	△ 0.6	32.5	0.0	29.6	△ 2.5	33.3	△ 3.2

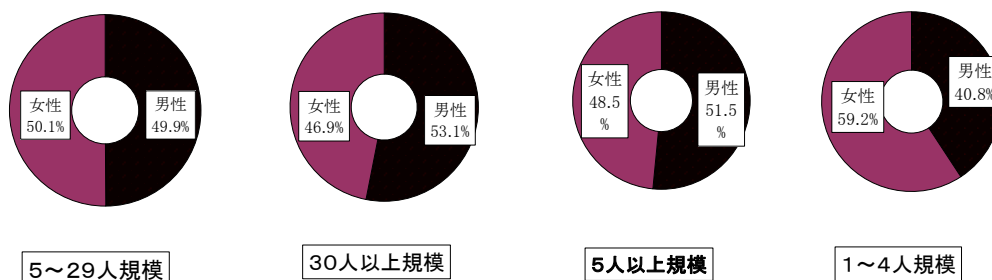
### 4) 男女別労働者

常用労働者を男女別にみても、5人以上規模では、男性が214,393人で全体の51.5%であり、女性は201,604人で全体の48.5%であった。

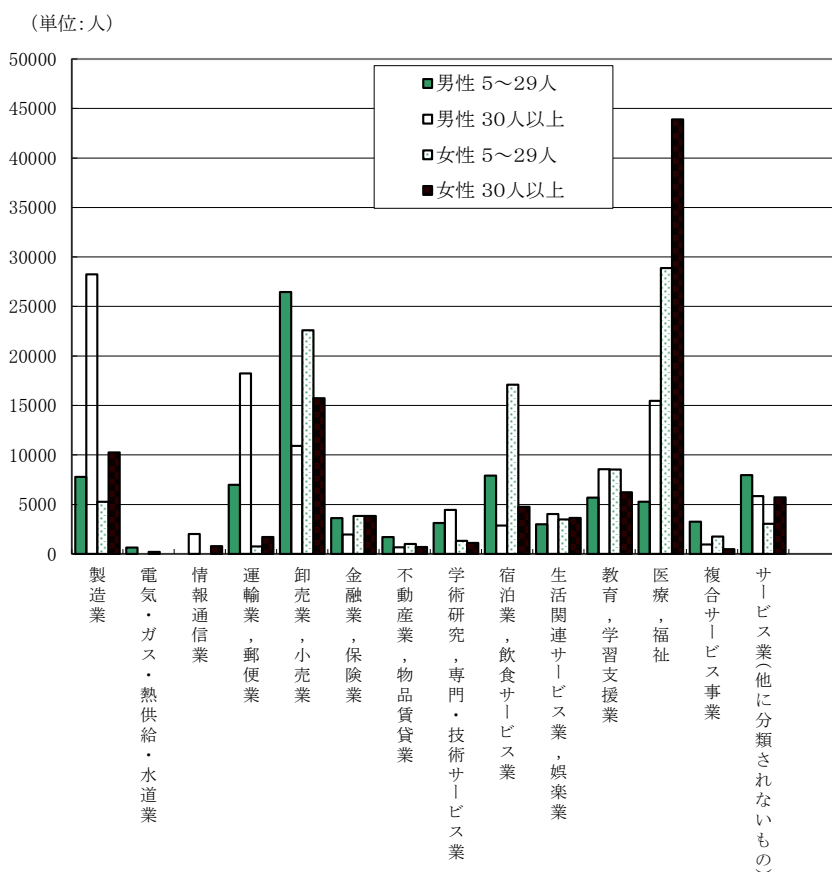
30人以上規模では、男性の占める割合が53.1%と高く、5～29人規模では女性が50.1%と男性を上回っている。

また、産業別ではいずれの規模においても、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」で女性の数が男性を上回った。

＜事業所規模別常用労働者の男女別構成比＞



＜規模別・産業別男女別労働者数＞ -5人以上規模-



5) 就業形態別労働者

常用労働者を就業形態別にみると、5人以上規模では、一般労働者が 305,674人(対前年 5.2%増)、パートタイム労働者は 110,233人(同、12.7%減)であった。

また、30人以上規模では、一般労働者が 164,424人(同 5.6%増)、パートタイム労働者は 48,559人(同 19.3%減)であった。

＜平成27年平均の就業形態別常用労働者数＞

形態	規模 産業	5人以上		30人以上	
		常用労働者数 (人)	対前年 増減率(%)	常用労働者数 (人)	対前年 増減率(%)
一般	調査産業計	305,674	5.2	164,424	5.6
	製造業	44,158	△ 5.5	33,756	△ 8.4
	卸売業,小売業	45,085	16.8	12,068	22.4
	医療,福祉業	71,230	14.6	49,156	21.4
パート	調査産業計	110,233	△ 12.7	48,559	△ 19.3
	製造業	7,411	△ 8.7	4,755	△ 5.8
	卸売業,小売業	30,634	△ 15.0	14,585	△ 11.6
	医療,福祉業	22,298	△ 28.6	10,201	△ 45.4